

福岡県公報

平成十九年十一月二十八日
第二千七百五十六号
増刊 ①

目次

人事委員会

福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例施行規則の一部

を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課)

……………一

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事委員会事務局給与公平課)

……………一

人事委員会

福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を
制定し、ここに公布する。

平成十九年十一月二十八日

福岡県人事委員会委員長 谷水 央

福岡県人事委員会規則第二十八号

福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正
する規則

福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例施行規則(平成十二年福岡県人事
委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県人事委員会訓令第三号

事務局

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十九年十一月二十八日

福岡県人事委員会委員長 谷水 央

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程(平成十二年福岡県人事委員会訓令第二号)の
一部を次のように改正する。

別表第一給与公平課の項第二十八項中第三号を削る。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）